

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業務委託契約書（案）

保管事業者：大和高田市（以下「甲」という。）と収集運搬事業者：〇〇（以下「乙」という。）は、甲が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処分に伴う収集運搬業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、収集運搬業務の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

- 乙に委託する業務内容は、別紙「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業務委託仕様書」に定めるとおりとする。
- 乙の事業範囲は次のとおりとし、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は遅滞なくその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に送付するものとする。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	収集運搬
PCB廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

第3条（義務と責任）

- 適正な収集運搬に必要な情報の提供
  - 甲（以下、甲が指定する甲の業務代行者を含む。）は、PCB廃棄物の適正な収集運搬のために必要な以下の情報を、収集運搬作業を開始する前に乙に提供するものとする。
    - PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
    - 通常の保管状況の下での腐食、揮発等PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
    - その他PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
  - 甲は、前号の内容以外にも、乙の求めに応じて、適正な収集運搬に必要な情報を乙に提供する。
  - 甲は、本項(1)、(2)で提供した情報に変更が生じた場合は、収集運搬作業を開始する前に、文書により乙に変更後の内容を提供する。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。
- 電子マニフェストの取扱い

PCB廃棄物の収集運搬にあたっては、電子マニフェストシステム（廃棄物処理法第12条の5の規定に基づき使用される同法第2条第6項の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用いてその処理状況等を報告するものとする。
- 収集運搬作業日時の指定及び変更
  - 甲は、乙にPCB廃棄物を搬出元事業場から搬入先事業場まで収集運搬する日時を収集運搬作業日の7日前までに指示し、乙はこれに従うものとする。

- (2) 甲は、前号の収集運搬作業日を変更するときは、変更前作業日の3日前までに乙に連絡するものとし、変更後の作業日は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- (3) 甲は、甲の責に帰すべき事由による収集運搬作業日の前日昼以降の作業日の変更、及び乙の責に帰さない理由による当日の収集運搬作業中止の場合、休業補償料として本契約書第4条第2項に定める金額を乙に支払うものとする。ただし、天変地異、戦争、テロ等の事由による作業日の変更や収集運搬作業の中止はこの限りでない。

#### 4. 甲乙の責任範囲

乙は、甲から委託されたPCB廃棄物を、その積み込み作業の開始から搬入先事業場における荷下ろし作業の完了までの間、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、以下のとおりとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事故は、乙が責任を負う。
- (2) 乙の責めに帰さない事故は、予め乙が付保済の損害保険の保障範囲内で乙が責任を負う。
- (3) 上記(1)(2)以外の場合、甲乙双方で別途協議する。

#### 第4条（収集運搬業務契約料金及び休業補償料）

1. 本契約に基づき甲が乙に委託するPCB廃棄物収集運搬業務の契約金額は金〇〇〇円（税抜き）とし、契約保証金は免除とする。ただし、本契約締結後に、乙の責めに帰さない作業条件の変更等が発生したときは、甲乙協議のうえ、この契約金額を変更することが出来る。
2. 前条第3項第3号の休業補償料は、前項に基づくPCB廃棄物収集運搬業務契約金額の3割とする。

#### 第5条（請求及び支払）

前条の収集運搬業務契約料金及び休業補償料の請求、支払い条件は、次の各号のとおりとする。

1. 乙は、収集運搬作業が完了した月及び休業補償料が発生した月の翌月の末日までに、それを証する書類（マニフェストの写しを含む。）を添付して、甲に請求する。
2. 甲は、乙の請求内容に疑義がある場合は、遅滞無くその旨書面又は電子メールにて乙に伝え、甲乙協議のうえ速やかに解決し、全額現金にて乙に支払うものとする。

#### 第6条（再委託の禁止）

乙は、本契約に基づき甲から委託されたPCB廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、乙の車輛が故障した場合等真にやむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、廃棄物処理法（同法施行令及び同施行規則を含む）に定める再委託基準に従い、収集運搬業務を再委託することができる。

#### 第7条（積替保管）

乙は、本契約に基づき甲から委託されたPCB廃棄物の積替保管を行ってはならない。

#### 第8条（機密保持）

甲及び乙は、本契約及びこれに付帯する一切の合意に関連して業務上取得した相手方の一切の機密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、相手方の事前の書面による承諾を得て開示する場合、法令若しくは公権力の命令によって開示する場合又は地方公共団体等との協定に基づいて開示する場合は、この限りではない。

#### 第9条（契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から令和7年6月30日までとする。
2. 前項にかかわらず、前条及び第15条は本契約終了後も有効とする。
3. 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後から5年間保管する。

#### 第10条（契約条項の変更）

甲及び乙は、別途協議の上、権限を有する者により適正に署名又は記名押印された書面によって、本契約の各条項の内容を変更できるものとする。

#### 第11条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反したときは、その旨相手方に書面で通告し、この契約を解除することができる。
2. 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲の搬出元事

業場から引渡しを受けたPCB廃棄物の収集運搬を乙が完了していないときは、甲又は乙は、次の措置を講じた後でなければ本契約を解除できないものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により甲が本契約を解除する場合、乙は、既に甲の搬出元事業場から搬出したにも拘らず未だに搬入先事業場に搬入していないPCB廃棄物を乙自ら搬入するものとする。ただし、止むを得ない事情により乙自らが搬入することが出来ない場合は、甲の承諾を得た上で、乙の費用負担にて、乙が収集運搬途中の甲のPCB廃棄物を、乙以外の車両に積替え搬入先事業場まで搬入するものとする。
  - (2) 甲の責に帰すべき事由により乙が本契約を解除する場合、既に甲から搬出したにも拘らず未だ甲の搬入先事業場まで搬入していないPCB廃棄物を、甲の費用負担において、乙が搬入するか又は乙の承諾を得た上で乙以外の車両に積替え搬入先事業場まで搬入するものとする。
3. 前2項の規定に関わらず、乙が、個人又は団体を問わず、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、その処置につき甲の指示にしたがうものとする。
- (1) 乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合、又は暴力団等であった場合
  - (2) 乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は暴力団等であったとき。
  - (3) 乙又は乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合、又は暴力団等と密接な交際があるとき。
  - (4) 乙又は乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者であるとき。
  - (5) 乙が本契約の履行のために契約する者が前各号のいずれかに該当するとき。
  - (6) 乙が自ら又は第三者を利用して、甲に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は乙の関係者が暴力団等である旨を伝えたとき。
  - (7) 乙が自ら又は第三者を利用して、甲に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
  - (8) 乙が自ら又は第三者を利用して、甲の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
  - (9) 乙が自ら又は第三者を利用して、甲の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。
4. 甲が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合には、乙に損害が生じても、甲はこれを一切賠償しない。

#### 第12条（違約金）

前条第1項又は第3項に該当し、契約を解除したときは、違反された者は、相手方に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

#### 第13条（談合等による解除）

1. 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。
  - (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
  - (2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
2. 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

#### 第14条（賠償金）

前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約

を履行した後も、同様とする。

第15条（損害賠償）

甲又は乙は、法令又は本契約に違反し相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第16条（協議事項）

甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

保管事業者（甲）

大和高田市大字大中 98-4

大和高田市

大和高田市長 堀内 大造

収集運搬事業者（乙）